町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　町村議会議員の議員報酬等のあり方について検討するため、「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

１　町村議会議員の議員報酬等のあり方に関すること。

２　その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は学識経験者のうちから全国町村議会議長会会長が委嘱する。

３　委員の任期は２年とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（費用弁償）

第６条　委員の費用弁償については、予算の範囲内においてこれを支給する。

（関係者の出席等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報告）

第８条　委員会は、第２条に掲げる事項の検討を終了したときは、その結果を全国町村議会議長会会長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、全国町村議会議長会議事調査部において処理する。

（その他）

第１０条　その他必要な事項については、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は平成２９年４月１日から施行する。